

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会（生涯学習）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）	関係項目	放課後児童対策事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：放課後児童対策事業</p> <p>内容：のびのびルームの開設及び運営</p> <p>小学校の余裕教室等を利用して放課後等における児童一人ひとりの安全確保を図るとともに、自主学習や集団による遊び・スポーツ活動等を行うことにより、自主性・社会性・創造性を養っている。管理運営は、(財)堺市教育スポーツ振興事業団に委託している。</p> <p>今後は、国の動向をも踏まえながら、多様な運営主体のもと、より柔軟で効率的・効果的な事業展開を目指して検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 実施場所：小学校 * 実施箇所数：87 * 対象児童：全児童 * 利用者数：5,883人（H15.5.1現在） * 定員：1教室利用35名、2教室利用80名 * 開設期間：4月1日から3月31日まで。ただし、日曜日、祝日、8月12日から8月16日及び12月27日から1月5日の間は閉設。 * 開設時間：月～金曜日は放課後から18時まで、土曜日・長期休業中は9時から18時まで。 		<p>名称：放課後児童健全育成児童会運営</p> <p>内容：町内の6小学校区に対して、1小学校区に1教室を開設。児童館利用3教室、地区センター利用1教室、放課後児童健全育成児童会館2教室の合計6教室で、すべて公立運営。</p> <p>開設期間は、4月2日から3月31日まで。ただし、第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日と8月13日から8月15日及び12月29日から1月4日の間は閉会。</p> <p>開設時間：平日は、午後1時から午後5時30分まで、長期休暇期間中は、午前8時から午後5時30分まで。</p>	

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会事業	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。

使用料、補助金、負担金等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会交付金	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。